

令和4年第8回野洲市農業委員会  
総会議事録

令和4年8月10日開催

野洲市農業委員会事務局

## 令和4年第8回野洲市農業委員会総会議事録

令和4年8月10日午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和4年第8回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

### 1. 出席委員

- 1 番 清水 稔
- 2 番 小森 貴夫
- 3 番 坂口 茂、
- 5 番 島村 平治
- 6 番 北脇 広美
- 7 番 苗村 善明
- 8 番 辻 清子
- 9 番 東郷 恵子
- 10番 石塚 健一
- 11番 森 恒仁
- 12番 有馬 和夫
- 13番 安田 健一
- 14番 市木 和雄
- 15番 飯田 百合子
- 16番 白井 嘉嗣
- 17番 前田 美幸枝
- 18番 杉江 保彦
- 19番 岩井 正男
- 20番 吉川 久和
- 21番 青木 徹
- 22番 藤岡 いづみ
- 23番 田中 靖志
- 24番 小森 正人
- 25番 井狩 憲一
- 26番 武浪 勘治

### 2. 欠席委員は、下記のとおり。

- 4 番 辻川 清太郎

### 会議に参与したる職員

農業委員会	事務局長	川尻 康治
	主 幹	竹中 宏
	主 任	保智 翔太
	会計年度職員	新庄 敏雅

農林水産課 主任 中川 大貴

議長 開会挨拶

議長 みなさま、おはようございます。

総会に入ります前に、本日は総会終了後、各部会で協議を行いますので、総会につきまして、議事が短時間に、スムーズに執り行われますよう、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまの欠席委員は1名であります。

欠席は、4番 辻川委員です。

よって、本総会が成立いたしました。

ただいまから、令和4年第8回農業委員会総会を開会します。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

第1番 清水委員、第2番 小森貴夫委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、本会期は、本日1日間とさせて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議第25号から議第26号を上程します。

議第25号 農地法第5条第1項の規定による申請についてを議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の2ページをご覧ください。

「議第25号 農地法第5条第1項の規定による申請について」をご説明いたします。

案件は2件です。1件目は、木部●●●●番、および●●●●番、現況地目は宅地、および畑、登記地目は田で、面積計 419 m<sup>2</sup>について、●●●●氏から●●●●●氏に贈与されるにあたり、宅地を拡張するため転用申請があったものです。

当該土地については、住宅敷地内にある農地ではありますが、長年、宅地の一部として利用されておりました。

今回、現況の利用状況に是正すべく、転用申請をされたもので、申請にあたり、顛

末書が提出されています。

位置図は議案書5ページをご覧ください。

別添資料をご覧ください。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は、農地区分では第3種農地となります。その他の項目についても記載のとおりです。

2件目は、菖蒲●●●●番、●●●●番、●●●●番、●●●●番、●●●●番、登記地目、現況地目が田および畑、面積計 2,312 m<sup>2</sup>について、●●●●氏から●●●●に賃貸借により駐艇場として農地転用の申請があったものです、

当該土地については、会社の事務所に近接しており、駐艇場としての利用に適していることや、現在貸借により使用している駐艇場が契約期間の満了を迎えるため、事業規模似合った面積であることを理由に選定されました。

隣接する農地はありませんので、農地への被害はありませんが、整地については碎石を敷き鎮圧され、雨水については自然浸透による排水処理をされ、隣地へはフェンスを設置し、土砂の流入を防止する等の被害防除が行われる計画です。

位置図は議案書6ページをご覧ください。

別添資料をご覧ください。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は、農地区分では第3種農地となります。その他の項目についても記載のとおりです。

議 長 続きまして、意見委員の説明をいたします。

第23番 田中委員をお願いします。

田中委員 詳細につきましては、事務局の説明どおりですが、譲渡人の●●●●さんは、1年半前に死亡され、残されたご家族の方も長年施設で療養されている状況です。譲受人の●●●●さんは息子さんの成年後見人となっておられ、亡き●●●●さんから隣接する宅地と合わせて遺贈を受けられることになりました。

しかし●●●●さんが非農家のために5条の申請となりました。申請地は田となっていますが、昭和50年には農業倉庫が建設され畑地となっておりました。このことから、顛末書が提出されておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 続きまして、8番 辻委員をお願いします。

辻委員 詳細につきましては、事務局の説明どおりですが、お一人住まいで、集落内にある田畑の中に住んでおられますが、十分な管理が出来ず、周囲に迷惑がかかっているとの思いがあり、今回、賃貸されることとなりましたので、よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。

質疑はございませんか。

(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第 25 号の採決に入ります。

お諮りいたします。議第 25 号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認めます。

よって議第 25 号は議案どおりと決定いたしました。

続きまして、第 26 号議案 農地利用集積計画についてを議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 「議題 26 号 農用地利用集積計画について」をご説明いたします。

当議案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、上記の議案を提出するものです。

内容は、別紙明細書のとおりです。先だって議案書と共に郵送いたしました利用権設定の明細書をご覧ください。

利用権が設定されたのは、合計 2 件、2 筆で 3,588 m<sup>2</sup>です。

これらは農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に掲げる要件に該当していると考え提出するものであります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

(挙手なし)

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それではこれより議第 26 号の採決に入ります。

お諮りいたします。議第 26 号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認めます。

よって議第 26 号は議案どおりと決定いたしました。

以上で、本日の議事案件は全て終了いたしました。

続きまして、日程第 4 報告案件にはいります。

報告第 13 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について報告します。

事務局の報告を求めます。

事務局長 議案書の4ページをご覧ください。

「報告第13号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」をご説明いたします。

案件は2件です。

1件目は、富波●●●●番、登記地目 田、現況地目 畑、面積198㎡。譲渡人は●●●●氏、譲受人は●●●●で、住宅として転用するため届出があったものです。

位置図は議案書7ページになります。

2件目は、市三宅●●●●番、登記地目、現況地目ともに畑、面積231㎡。譲渡人は●●●●氏、譲受人は●●●●で、資材置場として転用するため届出があったものです。

位置図は議案書8ページになります。

議長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。質疑はございませんか。

(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これをもって、本日の案件は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年第8回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 9時45分